

## 講義レジュメ

講師 坂口 緑

期日 2018 年 8 月 16 日

内容・テーマ

### 行政と多様な主体（マルチステークホルダー）の連携・協働

#### 1. 連携・協働の推進と地域の活性化

- ・ 協働とは「お互いを理解しながら共通の目的を達成するために協力して活動すること」。①対等の原則、②公開の原則、③目的共有の原則、④自主性・自立性の尊重の原則、⑤時限性の原則（世古 2007:36-38）。
- ・ 横浜市の例→憲法 89 条問題に対する市民活動推進懇談会回答「“公”とは行政のみをさすのではなく、“市民と行政”とが共に主体になるもの」（1999 年）、「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」（1999 年）。神奈川ボランティア活動推進基金設立（2001 年）、馬車道の旧富士銀行横浜支店の活用に関する会議の発足（2002 年）、歴史的建造物を文化芸術に活用しながら都市再生を目指す活動「BankART1929」（のちに NPO 法人）がスタート（2003 年）、協働推進の基本方針（2004 年）、「ヨコハマまち普請事業」（2005 年）、「地域子育て支援拠点事業」（2007 年）、「協働契約のあり方を考える研究会」（2008 年）、市民協働条例制定（2012 年）。
- ・ 委託契約から協働契約へ→委託契約書+仕様書から協働契約書+協働合意書へ

#### 2. 連携・協働の推進に必要な視点

- ・ NPO 側の課題  
Cf. サラモンの指摘する「ボランティアの失敗」→①NPO の持つ財の不十分性、②NPO の専門に関する偏重性、③ボランティアの慈善に基づく温情主義、④ボランティアのアマチュア性（Salamon 1987:111-113）。
- ・ 行政の側の課題：補助金等の支援策を利用した統制あるいは特定の組織形態の強要、行政に異議申し立てをする NPO のもつアドボカシー的機能の否定もしくは等閑視、行政が担うべき責任との区分け（広川 2017:13-14）。
- ・ 「対等なパートナーシップ」という課題

### 3. 課題解決のためのプロセス

- ・ 横浜モデル→「協働契約のあり方を考える研究会」から協働契約へ
- ・ 大阪狭山市モデル→「まちづくり大学」と「まちづくり円卓会議」の連関（今西 2018 : 219-223)
- ・ 共通のルールづくりのプロセスにいかに行政も、多様な主体も、関わることができるのか

#### 【参考文献】

広川喜裕, 2017, 『政府-NPO 関係の理論と動向』 関西大学出版部

今西錦司, 2018, 『協働型社会と地域生涯学習支援』 法律文化社

Lester M. Salamon, 1987, Partners in Public Service: the Scope and Theory of Government, in: Walter W. Pawell (ed.), The Nonprofit Sector, Yale University Press.

世古一穂編, 2007, 『協働コーディネーター』 ぎょうせい

世古一穂編, 2009, 『参加と協働のデザイン』 学芸出版社